

議案第 89 号

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和 2 年 9 月 1 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

学童保育室の開室時間を延長し、保育料の加算額について規定するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市学童保育室設置及び管理条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該各号に掲げる開室時間を変更することができる。

第5条第1号中「午後6時」を「午後6時30分」に改め、ただし書を削り、同条第2号中「その他」を「その他の」に、「に当たる場合の開室時間は、別に定める」を「にあつては、午前8時から午後6時30分までとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市長は、必要に応じ、前項第1号に掲げる日の午後6時30分から午後7時までの間並びに前項第2号に掲げる日の午前7時30分から午前8時まで及び午後6時30分から午後7時までの間において、開室時間を延長することができる。この場合において、市長が特に必要と認めるときは、延長する開室時間を変更することができる。

第10条を第11条とする。

第9条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「非常勤の」を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の一条を加える。

（休日）

第6条 保育室の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める日

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

学童保育室保育料基準額表

各月初日の児童の属する世帯階層区分		保育料の額 (児童1人 当たり月額)	学校休業日 加算額(児童 1人当たり 日額)	延長時間加 算額(児童1 人当たり1 回の額)
階層	定義			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、 前年度分市町村民税が右	非課税世帯	0円	0円
C	欄の区分に該当する世帯	課税世帯	3,000円	120円
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯		7,000円	280円

備考

- 1 1月から3月までの間における児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、「前年分所得税」とあるのは「前々年分所得税」とする。
- 2 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の課税状況に基づいて認定するものとする。
- 3 学校休業日加算額については、春季、夏季、冬季その他の学校の休業日に利用した場合に、利用した日数に学校休業日加算額を乗じて得た額を保育料に加算する。
- 4 延長時間加算額については、第5条第2項に規定する延長時間を利用した場合に、利用した回数に延長時間加算額を乗じて得た額を保育料に加算する。この場合において、同日の午前及び午後の延長時間の利用は、それぞれ1回とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。